

平成26年2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課長
金子 修一 殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部 高速増殖炉研究開発センター
所長 齋藤 伸三

「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」の
読み替えについて(連絡)

平成25年12月19日付けで提出した「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」につきまして、平成26年3月1日付け原子力規制庁の組織名称変更等に伴い、今後、添付資料のとおり読み替えて防災業務を遂行しますので、ご連絡いたします。

添付資料

- ・「高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）	読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）	理 由
別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路 F B R センター 原子力防災管理者 → 福 井 県 → 敦 賀 市 → 関係周辺都道府県 → 関係周辺市町村 → 福 井 県 警 察 本 部 → 関 係 周 辺 都 道 府 県 警 察 本 部 → その他関係機関 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課（原子力規制委員会） ：防災業務計画等命令に係る通報先	別図 2-2-5 警戒事象に基づく通報（連絡）経路 F B R センター 原子力防災管理者 → 福 井 県 → 敦 賀 市 → 関係周辺都道府県 → 関係周辺市町村 → 福 井 県 警 察 本 部 → 関 係 周 辺 都 道 府 県 警 察 本 部 → その他関係機関 敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災政策課（原子力規制委員会） ：防災業務計画等命令に係る通報先	原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）

読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）

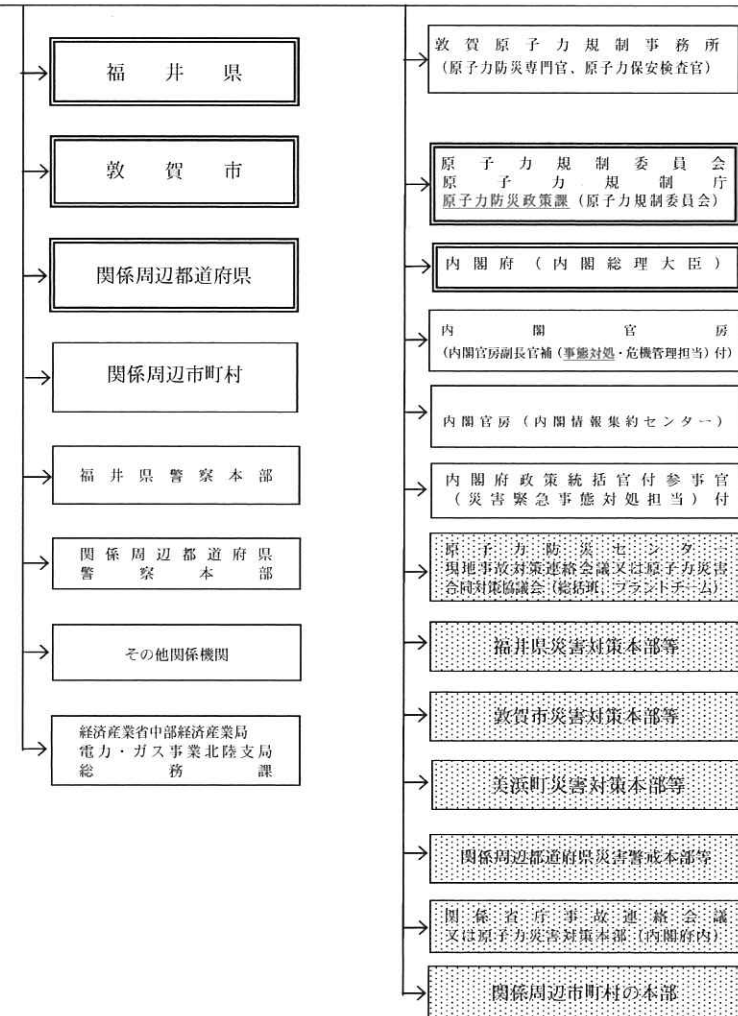
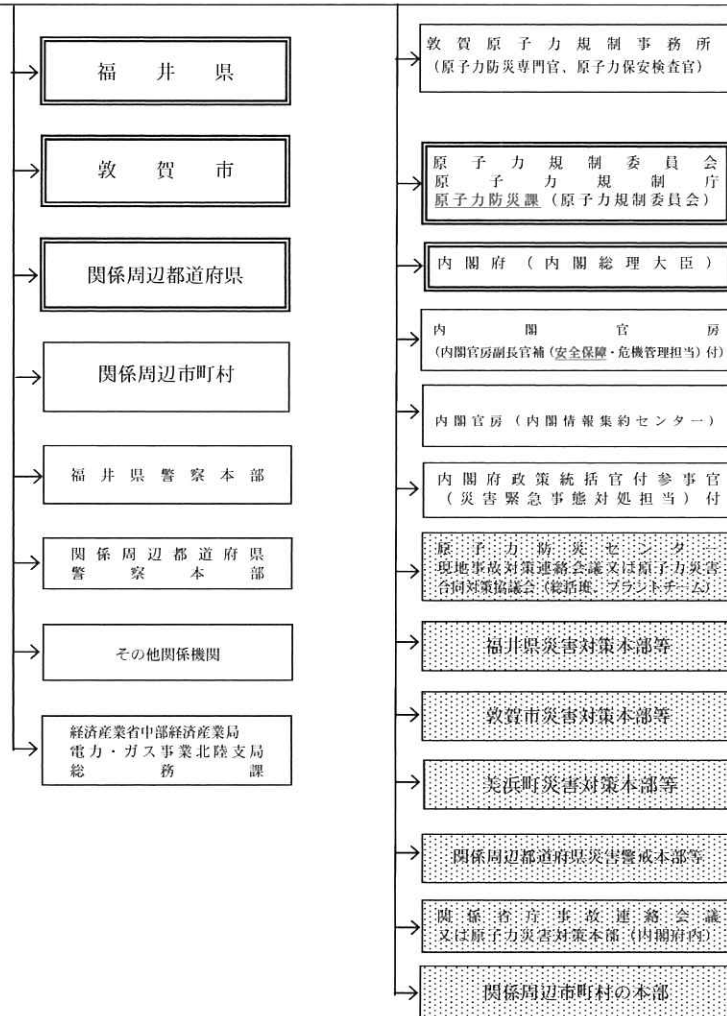
理 由

別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路

別図 2-2-8 原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路

FBRセンター 原子力防災管理者（FBRセンター現地対策本部長）

FBRセンター 原子力防災管理者（FBRセンター現地対策本部長）



□ : 原災法第 10 条第 1 項 (又は原災法第 25 条第 2 項) に基づく通報先

■ : 設置されている場合に連絡

□ : 原災法第 10 条第 1 項 (又は原災法第 25 条第 2 項) に基づく通報先

■ : 設置されている場合に連絡

原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更

内閣官房の組織名称見直しに伴う変更

読み替え前（平成 25 年 12 月 19 日修正）

読み替え後（平成 26 年 3 月 1 日以降適用）

理 由

別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路

別図 2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報（報告）経路

事業所外運搬責任者

↓

F B R センター 原子力防災管理者（F B R センター現地対策本部）

- 事象発生場所を管轄する都道府県知事
- 事象発生場所を管轄する市町村長
- 事象発生場所を管轄する警察本部
- 事象発生場所を管轄する消防本部
- 事象発生場所を管轄する海上保安部
- 敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官、原子力保安検査官）
- 経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課
- 原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災課（原子力規制委員会）

→

- 国土交通省（国土交通大臣）
①事象発生場所が海上の場合
海事局検査測度課
②事象発生場所が陸上の場合
自動車局環境政策課
- 内閣府（内閣総理大臣）
- 内閣官房（内閣官房副長官補（安全・危機管理担当）付）
- 内閣官房（内閣情報集約センター）
- 内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付
- 原子力防災センター
現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括所、プラントチーム）
- 事象発生場所を管轄する市町村
災害対策本部
- 事象発生場所を管轄する都道府県
災害対策本部
- 関係省庁事故連絡会議又は原子力災害対策本部（内閣府内）

事業所外運搬責任者

↓

F B R センター 原子力防災管理者（F B R センター現地対策本部）

- 事象発生場所を管轄する都道府県知事
- 事象発生場所を管轄する市町村長
- 事象発生場所を管轄する警察本部
- 事象発生場所を管轄する消防本部
- 事象発生場所を管轄する海上保安部
- 敦賀原子力規制事務所（原子力防災専門官、原子力保安検査官）
- 経済産業省中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課
- 原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災政策課（原子力規制委員会）

→

- 国土交通省（国土交通大臣）
①事象発生場所が海上の場合
海事局検査測度課
②事象発生場所が陸上の場合
自動車局環境政策課
- 内閣府（内閣総理大臣）
- 内閣官房（内閣官房副長官補（事態対応・危機管理担当）付）
- 内閣官房（内閣情報集約センター）
- 内閣府政策統括官付参事官（災害緊急事態対処担当）付
- 原子力防災センター
現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会（総括所、プラントチーム）
- 事象発生場所を管轄する市町村
災害対策本部
- 事象発生場所を管轄する都道府県
災害対策本部
- 関係省庁事故連絡会議又は原子力災害対策本部（内閣府内）

□：原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先

■：設置されている場合に連絡

□：原災法第 10 条第 1 項（又は原災法第 25 条第 2 項）に基づく通報先

■：設置されている場合に連絡

内閣官房の組織名称見直しに伴う変更

原子力規制庁の体制見直しに伴う組織名称の変更

-46-

-46-